

国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年6月29日

国立大学法人東京農工大学長 小畑 秀文

17 経教 規程第34号

国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程（16 経教規程則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「職員」を「役員又は職員」に改める。

附 則（17 経教 規程第34号）

この規程は、平成17年6月29日から施行する。